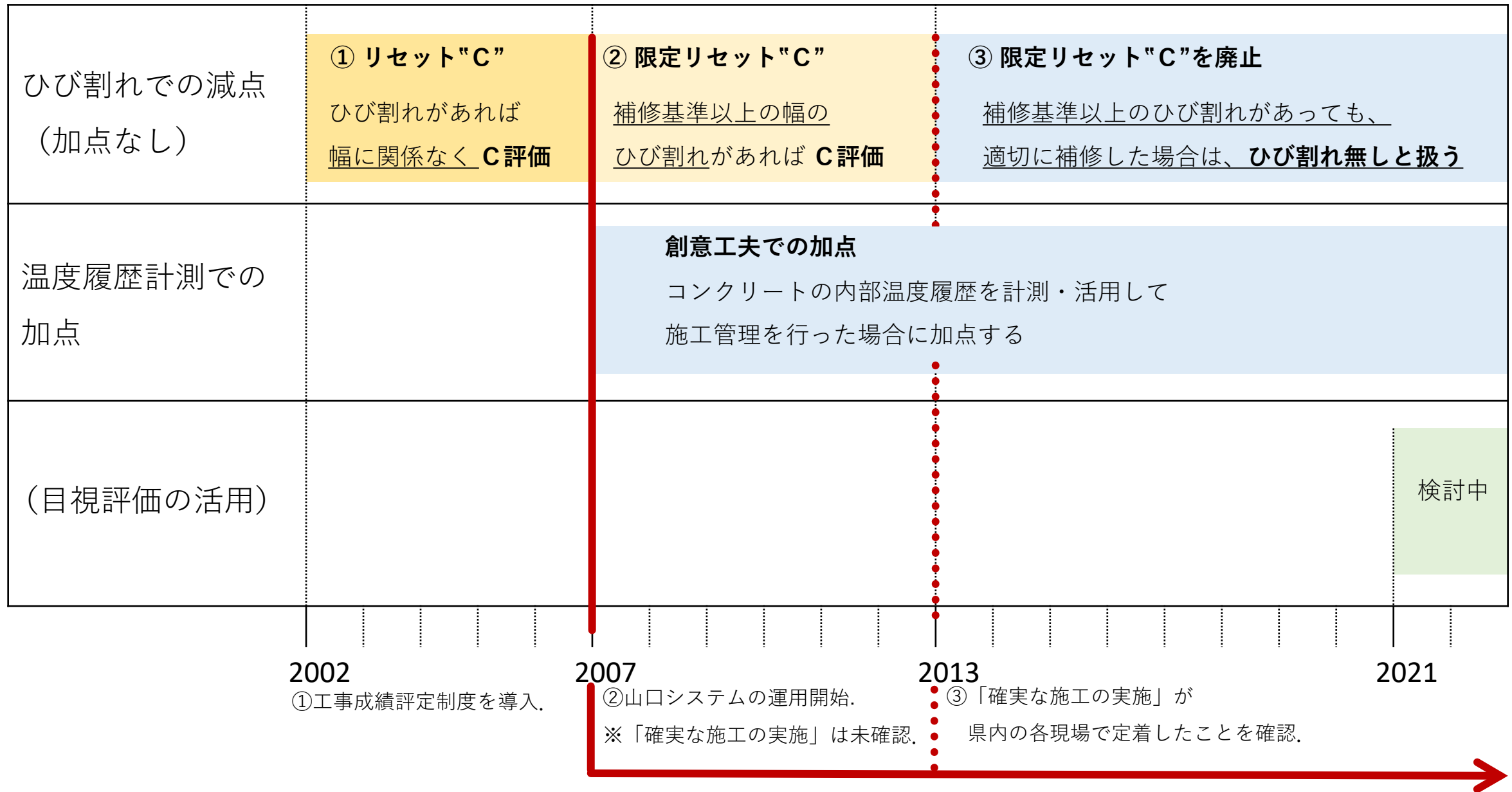


# 山口県における工事成績評定の変遷



# 工事成績評定に目視評価法を活用する案

356委員会として考査項目別運用表への活用提案を検討中（以下は現段階の素案）

**考査項目別運用表**（3. 出来形及び出来ばえ III. 出来ばえ 工種：コンクリート構造物）

現行		目視評価を活用した内容（素案）	
1	コンクリート構造物の表面状態が良い	1	沈みひび割れがほとんど無い
		2	表面気泡が小さく、個数も少ない
		3	改善を要する打重ねがほとんど無い
		4	型枠継ぎ目のノロ漏れがほとんど無い
		5	砂すじがほとんど無い
2	コンクリート構造物の通りが良い	6	コンクリート構造物の通りが良い
3	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い	7	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い
4	クラックが無い	8	クラックが無い ※1
5	漏水が無い	9	漏水が無い
6	全体的な美観が良い	10	全体的な美観が良い
a評価（+5.0）：該当5項目以上 b評価（+2.5）：該当4項目 c評価（0）：該当3項目 d評価（-5.0）：該当2項目以下		a評価（+5.0）：該当8項目以上 b評価（+2.5）：該当6～7項目 c評価（0）：該当4～5項目 d評価（-5.0）：該当3項目以下 ※1 沈みひび割れ以外の水和熱や乾燥等によるクラックが、出来ばえを損なわない場合に評価する	

出来ばえの評定は、検査官により中間検査・完成検査において毎回実施され、評定点は以下の式で算定される。

中間検査の加減点（平均）×0.2+完成検査の加減点×0.2（中間検査がない場合、完成検査の加減点×0.4）したがって、最高+2点、最低-2点の範囲の評定になる

## 「地方整備局工事成績評定実施要領」

別記様式第1

工事成績採点表 [完成、一部完成]

平成 年 月 日 作成  
地方整備局 事務所

工事名 請負者名	契約金額(最終)																											
	工期					平成 年 月 日 から 平成 年 月 日					完成年月日					平成 年 月 日												
	主任技術評価官					総括技術評価官					技術検査官(中間)					技術検査官(中間)					技術検査官(完成)							
審査項目	細別	氏名					氏名					氏名					氏名					氏名						
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																						
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																						
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15																	
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15																	
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																						
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0							+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20		
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0							+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		
	III. 出来ばえ												+5.0	+2.5	0	-5		+5.0	+2.5	0	-5							
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+20.0	~	0																			
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0	~	0																								
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																	
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点					± . 点					± . 点											
評定点(65点±加減点合計) ※1		① . 点					② . 点					③ . 点					④ . 点											
評定点計		_____点 ○中間技術検査があった場合: ① _____点×0.4+② _____点×0.2+③ _____点×0.2+④ _____点×0.2= _____点 ※但し、③は中間技術検査が2回以上の場合には平均値 ○中間技術検査がなかった場合: ① _____点×0.4+② _____点×0.2+④ _____点×0.4= _____点																										
7. 法令遵守等 ※7		_____点																										
評定点合計 ※8		_____点 ○評定点計( _____点)-法令遵守等( _____点) = _____点																										
8. 総合評価 技術提案		技術提案履行確認 ※9 (主任技術評価官) _____ (総括技術評価官) _____ (技術検査官) _____																										
9. 所見 ※5		_____																										

■ 従前の評価の枠組みで取り組みを評価するならば...



■ 主任技術評価官(主任監督員)の「創意工夫」項目

・最大7点の加点評価(得点割合5.7%)

■ 「創意工夫」  
・企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価

・「施工」「新技術活用」「品質」「安全衛生」「その他」の工夫事項

・例えば「品質」  
コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫

※1 65点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加点合計) = 評定点  
各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。  
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。  
 評価に際しては、主任技術評価官からの報告を受けて総括技術評価官が評価するものとする。  
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。  
 ※4 4.、5.、6.は加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。  
 ※5 所見は必ず記載する。  
 ※6 各審査項目ごとの採点は、審査項目別運用表によるものとし、技術検査官(完成)の評価に先立ち、主任、総括技術評価官が行う。  
 ※7 法令遵守等の評価は、総括技術評価官が行う。  
 ※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。  
 ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

- ◎令和3年3月 「新潟県コンクリート品質確保ガイドライン（案）」 制定
- ◎令和3年7月1日以降に公告又は指名通知を行う工事について**試行**  
※令和4年に施工の構造物から試行開始
- 対象構造物：  
橋梁（上部工，下部工）  
ボックスカルバート（内空断面25m<sup>2</sup>以上）
- 試行内容：
  - ①基本事項を遵守した丁寧な施工を実施【全対象工事】  
施工状況把握チェックシート，施工記録
  - ②温度ひび割れに対するひび割れ抑制対策（試行）【指定する工事】  
施工記録データベースからひび割れ抑制対策（補強鉄筋など）を検討  
抑制対策は新潟県技術管理課が主体で検討
- 工事成績採点の一部改正：  
**ガイドライン（案）に基づく施工の達成により加点評価**
- 試行工事の検証：  
ガイドライン（案）の有効性を検証  
（検証委員会：佐伯竜彦 委員長（新潟大学 教授）

## 新潟県土木部の工事成績評定改正

令和3年7月1日 土木部請負工事成績評定の一部改正

コンクリート品質確保ガイドライン（案）適用工事の加点評価

評価者	考査項目	評価対象項目
主任監督員	5.創意工夫／Ⅰ.創意工夫／【品質】	3.新潟県コンクリート品質確保ガイドライン（案）に基づく取組みを達成した。（*本項目は <u>2点の加点とする</u> ）
検査職員	2.施工状況／Ⅰ.施工管理／□品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫が見られる。	・材料（質）のチェック，材料の保管，事前の対応，品質を確保するための方策の徹底，事後の対応，出来形に評価される品質の各々の時点における工夫が書面で確認できる。（別紙「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」の提出が必要。 <u>新潟県コンクリート品質確保ガイドライン（案）に基づく取組みを達成したもの，ガイドライン（案）適用範囲外構造物でも加点対象構造物で達成条件を満たしているもの。または加点対象構造物で達成条件(4)の3帳票の提出があったものも可とする。</u>
検査職員	3.出来形及び出来ばえ／Ⅱ.品質／*7細別【共通】，*7工種	・新潟県コンクリート品質確保ガイドライン（案）に基づく取組みを達成した（加点対象構造物以外は項目削除）

## 新潟県土木部の工事成績評定改正

令和3年7月1日 土木部請負工事成績評定の一部改正

コンクリート品質確保ガイドライン（案）適用工事の加点評価

評価者	考査項目	評価対象項目
検査職員	別紙-4 4.コンクリート構造物のクラックについて	<p>1.検査職員の品質評価について、有害なクラックについては補修されている場合でも、「・有害なクラックがない」のチェック項目は×とする。補修されていない場合は、d以下の評価とする。但し、「新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)」に基づく取組を達成した工事は、補修の有無にかかわらず「・有害なクラックがない」のチェック項目はすべて○となるが、有害なひび割れの補修が必要と判断された場合は、補修を行わなくてはならない。</p>
		<p>5.新潟県コンクリート品質確保ガイドライン（案）に基づく取組を達成した工事は、有害・無害にかかわらずひび割れが発生しても、品質・出来ばえともにクラックなしと同様の評価を行う。但し、有害なひび割れにおいては、補修が必要と判断された場合は補修を行わなくてはならない。</p>